

背景

近年、精神疾患を有する患者の数は増加傾向にあり、五大疾病として挙げられています。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構成要素

①地域精神保健及び障害福祉

市町村における精神保健に関する相談支援の充実等

②精神医療の提供体制

精神科救急医療体制整備をはじめとする精神症状の急性増悪や精神疾患の急性発症等への対応、危機的な状況に陥る前の段階における対応の充実等

③住まいの確保と居住支援

生活全体を支援するという考えである「居住支援」の観点を持つこと等

④社会参加

地域住民との交流促進や地域で「働く」ことの支援等

⑤当事者・ピアサポーター

ピアサポーターによる支援の充実等

⑥精神障害者の家族

家族が必要な時に適切な支援を受けられる体制等

⑦人材育成

「本人の困りごと等」への相談や、伴走支援を行うことができる人材及び地域課題の解決に向けて関係者との連携を担う人材の育成と確保等

佐渡市の現状

ここ数年の経過として、精神科が佐渡総合病院内に統合したことや、コロナ禍であったこともあり、今まで保健所が開催していた、医療と地域の連絡会が消失。顔を合わせる機会がなくなったことで、入退院時の調整や、医療と地域の連絡調整が上手くいかないといった声が多数聞かれました。そこでまずは、医療と地域の連携の再構築を行うこととしました。病院が入退院支援の際に必要な情報は何か、地域側が必要な情報は何かを知ること。入院しても、本人は生活者であるという視点で、お互いに支援ができるよう協議すること。再発や再入院が防止できるように、入退院調整のシステム作りを行っていくこととしました。

精神障害者への支援は、医療・保健・福祉の連携は不可欠と考えますので、協働して取り組んでいくことが、佐渡のにも包括に繋がると考えます。

佐渡市の課題

医療・保健・福祉の連携を強化し、協働して支援を行う必要がある。

今年度の取組（予定）

○入退院支援ルール ツールの完成、運用

【連携フロー図】

医療と地域のそれぞれの動きや役割の確認をしてお互いに知るためのもの。

【入院時情報提供書・退院調整情報共有書】

症状が悪化して入院しても、地域で生活する生活者であるという視点で支援をするためのもの。

○医療と地域で合同の事例検討

月 日(予定)	内 容
4月16日	昨年度の振り返りと今年度の取組状況の確認、作業の進捗確認（打合せ）
6月24日	フロー図、入退院シート修正案について（打合せ）
7月30日	フロー図、入退院シートについて検討（部会全体会）
9月3日	事例検討について（打合せ）
10月22日	フロー図、入退院シートについて確認、事例検討（部会全体会）
未定	今年度の振り返りと来年度の取組内容の検討
2月～3月	今年度のまとめ（部会全体会）

来年度の取組方針

背景

1、社会的背景

- ・障がいの有無に関わらず、誰もが地域で共に暮らし、自らの能力や適性に応じて働くことができる機会の確保が求められている。

2、法律的背景

- ・障害者雇用促進法（第三十七条）
全ての事業主は、対象障がい者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであって、**進んで対象障がい者の雇入れに努めなければならない。**
- ・雇用率の段階的な引き上げ
令和5年度 法定雇用率2.3%（従業員43.5人に対して1人）
令和6年4月 法定雇用率2.5%（従業員40人に対して1人）
令和8年7月 法定雇用率2.7%（従業員37.5人に対して1人）

3、雇用施策と福祉施策の連携

- ・令和7年10月より「就労選択支援事業」が創設される。
- ・障がい福祉サービスで創設される「就労選択支援事業」のアセスメント結果を参考に就労支援を進める。

佐渡市の現状

- ・雇用率の段階的な引き上げを背景に、新たに働きだす障がい者の方は増えてきているものの、さらに就労を希望する障がい者の方も増加しています。
- ・雇用率達成企業割合は令和6年6月1日現在で67.6%となっており、3割強の企業が法定雇用率未達成となっております（ハローワーク佐渡「雇用失業情勢等の概要」より）。
- ・令和7年10月より就労選択支援事業が創設されますが、現在のところ事業を行う法人はなく、来年以降のスタートとなる見込みです。

佐渡市の課題

企業に対する障害者雇用のさらなる促進

今年度の取組（予定）

○障害者雇用の促進の第一歩として、昨年他地域の取組み（輝きウィーク）を学び、好事例を共有したことから、9月の障害者雇用月間に合わせ「佐渡版の輝きウィーク」をプレ開催し、開催した結果や課題を基に次回以降どのように行えば拡大・継続できるかを検討することになる。

- ・6月下旬、企業に向けて職場体験実習の案内を送付。
- ・7月中旬、協力いただける企業を集計し、登録者向けに案内する。
- ・8月以降、実習の打ち合わせ、覚書の締結を行う。
- ・9月8日（月）～9月12日（金）の期間で職場体験実習を行う。
- ・11月に就労WGを開催予定

月 日(予定)	内 容
4月16日	昨年度の取組みと今年度の取組みについての検討
6月11日	職場体験実習についての打ち合わせ
11月	就労WGの開催予定

来年度の取組方針

職場体験実習の拡大・継続

背景

人や環境において、障がいについて触れる機会は年々増えてきている印象があります。子どもであれば、学校の特別支援学級に在籍する子、歩道の点字ブロックや、テレビでは様々な障がいのある方が活躍されています。近年では有名人が、自分の障がいについてカミングアウトして体験談を話す等、少しずつ身近なこととして国民が捉えられてきている傾向ですが、まだまだ障がいに対しての偏見は残っています。

障がい理解を進める目的には、障がいについて、知識として理解するという目的もありますが、自分とは違う人がいるという多様性を理解することでもあります。自分と違う側面がある人に対して偏見をもたないように正しい知識を伝えたり、誰もが必ずもっている「よい」ところに気付くような場面を作ったりすることで、障がいなどの一側面にとらわれず望ましい人間関係を構築することに繋がります。

今後はさらに生活環境の多様化に伴い、様々な人と出会っていく過程の中で、この考え方は自分も他人も守る意味でも重要です。偏った考え方をするのではなく、多角的にその人を捉えられることが大切になると考えます。

佐渡市の現状

佐渡市における手帳取得者数は、令和7年4月時点での精神障害者保健福祉手帳所持者数は670人（人口比1.5%）、自立支援医療受給者数は974人でした。精神障害者保健福祉手帳については、毎年増加傾向にあり、人口比の割合も増加している現状があります。療育手帳は微増傾向、身体障害者手帳は減少しています。

佐渡市の小中学校でも、障がい理解についての授業を学校単位で実施していますが、実施している障害種別については視覚障害や高齢者体験が多いです。

メンタルヘルスに課題を抱える方や精神疾患に罹る方が増加している現状から、予防的観点や早期発見の重要性、相談先についての普及啓発が必要と考えています。

佐渡市の課題

市民に対してさらなる普及啓発と理解促進が必要

今年度の取組（予定）

○中学生を対象とした学習用動画を作成。2作品で10分程度の動画。

- ・メンタルヘルスバージョン：起立性や心身の問題（腹痛や頭痛、不眠）から学校に行けない。
本人の言葉にできない思い、どう伝えたらいいのか、周囲はどうやって気づくのか。環境整備など。
- ・障がい理解バージョン：学校に行けない。相談場所や医療機関など、治療に繋がるまでについて。

○動画テーマ『きみらしく』

月 日(予定)	内 容
4月16日	令和7年度の取り組みについて[意見出し、ゴール設定、今後について]
6月18日	学校教育課に障がい理解についての学校の取り組みについて確認
7月18日	令和7年度の具体的な取り組み内容について[意見出し、動画内容の方向性について]
7月末	各高校に演劇部を確認 ⇒ 3高校とも演劇部はない
8月	佐渡総合高校の生徒に動画出演依頼 ⇒ 確認中
9月中	学校教育課に報告・相談、脚本作成、撮影場所の選定、動画撮影・編集
10月中	来年度、中学生が授業で動画視聴できるように段取りを行う

来年度の取組方針

各中学校に動画視聴をしてもらい、生徒同士で意見交換をしてもらう。できれば保護者にも観てもらいたいが、できなくても自宅で生徒と保護者が意見交換を行えるといい。

背景

現在ひきこもりは、社会的な課題とされています。もともとは学童期の不登校や若者の非社会的問題行動と考えられていましたが、若年層に限った問題ではないことが明らかとなりました。令和4年度に行われた全国の調査から15～39歳人口の2.05%、40～64歳人口の2.02%がひきこもり状態に陥っていると推測され、生活困窮や障がい、不登校、8050問題など、複合的な課題を抱えている状態と考えられています。

令和2年度からは、市町村でのプラットフォーム設置や相談窓口の明確化が求められるなど、当事者にとってより身近な基礎自治体におけるひきこもり支援を推進する流れとなっています。

当事者や家族の抱える課題が複合的であることから、求められている支援そのものも幅広く多岐にわたります。また、短期的な解決は難しく、回復は段階的に行きつ戻りつしながら進んでいくことが示されています。そのため、長期的に当事者や家族に寄り添い、困りごとに対応しながらも当事者が自己決定できるようなサポートが必要とされています。相談対応だけでなく、当事者が求めたときに対応できる居場所事業や当事者会、家族会、就労支援なども重要とされています。

佐渡市の現状

佐渡市でもひきこもり状態にある当事者や家族への相談対応を行っています。しかし、潜在化してしまい、相談できないまま困っているケースも少なくないと考えられます。その中には、どこに相談してよいかわからなかったり、一度は相談につながったけれども様々な理由からドロップアウトしてしまったりというケースも含まれていることが推測されます。

その背景には、支援者の異動によって対応が途切れてしまうリスクがあることや、支援者のアセスメントや対応によるもの、相談窓口の周知不足等があると思われます。市民が相談につながりやすくなること、また相談につながったら相談支援を継続して行うためにも、佐渡市の支援者の実情に合った相談支援機関の連携体制づくりが重要ですが、間に合っているとは言い難い現状にあります。

佐渡市の課題

相談支援機関の連携体制づくり、支援者の顔の見える関係づくり

今年度の取組（予定）

○関係機関の連携体制づくり

定期的実施できる連携会議体の体制をつくり、ワーキンググループ内で試行と振返りを行い、適切な形を検討する。

○市内支援機関の情報交換会

市内でひきこもり支援に携わる支援者の顔の見える関係づくりを目的として、情報交換会を実施する。

月 日(予定)	内 容
4月26日	今年度の取組内容とスケジュールの検討
8月21日	連携体制のたたき台づくり、情報交換会の計画
10月20日	情報交換会
11月21日	連携会議の施行・振返り、情報交換会振返り、次年度の取組みについて検討

来年度の取組方針

背景

全国的に単身世帯の増加や持ち家率の低下など賃貸住宅への居住ニーズが高まることが見込まれています。

一方で、大家の中には、孤独死や死亡時の残置物処理、家賃滞納等に対して懸念を持っている方が多くいます。

そういった中で、大家と高齢者や障がい者、低所得者の双方が安心できるような整備、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化が必要となってきています。

佐渡市の現状

佐渡市でも頼れる親戚等がおらず保証人になってくれる人がいなかったり、島内に親戚が居ても保証人を断られてしまうことがあります。

保証人が確保できても、収入が年金のみで少なく、不動産会社の審査で落とされてしまうこともあります。

また不動産会社や大家から、入居希望者が障がい者であるということに対して、家賃滞納や事故対応、近隣住民との関係を心配されることもあります。

佐渡市の課題

保証人の確保が難しく、不動産業者等へ障がい理解も必要

今年度の取組（予定）

- 不動産業者との意見交換会を実施
不動産業者との意見交換会を実施し、お互いの不安、困りごとなどを整理する。

月 日（予定）	内 容
11～1月頃	不動産業者、関係機関との打ち合わせ
〃	不動産業者との意見交換会

来年度の取組方針

背景

「地域生活支援拠点等」とは、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う機能をもつ場所や体制のことです。

地域生活支援拠点等が担うべき機能

①相談

常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

②緊急時の受入・対応

緊急事態における受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③体験の期間・場

共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

④専門的人材の確保・養成等

専門的な支援が必要な者に対して対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成

⑤地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

佐渡市の現状

地域生活支援拠点等の整備は多機能拠点型と面的整備型の2種類があります。

多機能拠点型は1つの施設で5つの機能を担っている形を言います。

面的整備型は地域の複数の事業所が機能を担い、地域全体で地域生活支援拠点等を整備する形を言います。

佐渡市では5つの機能を担えるような施設は整備されておりませんので、面的整備型で整備しています。

佐渡市では、緊急時の対応について、土日や夜間に緊急事案が発生した時の対応方法が、相談支援事業所や短期入所事業所等ごとでバラバラで決まっていない。また緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・リスト化もできていない状況です。

令和6年度に地域生活支援拠点等についての研修に参加し、佐渡市の課題を整理し、今後の取組内容について設定しました。

佐渡市の課題

土日夜間の緊急対応の方法が決まっておらず支援が必要になりそうな世帯の把握が十分に行えていない。

今年度の取組（予定）

- 地域生活支援拠点等を利用する人の本人情報シートの様式を作成
関係機関との情報共有をスムーズに行えるように共通の情報シートを作成する
- 土日夜間の緊急対応フローチャート、支援者リストの作成・運用方法について検討
土日夜間に緊急事案が発生したときに適切な対応ができるようなフローチャートと、支援が見込まれる世帯のリスト化の作成・運用方法について検討を行う。

月 日（予定）	内 容
7月25日	本人情報シートの素案作成（ワーキンググループ）
10月15日	部会全体会（本人情報シートの決定、緊急対応・リスト化の検討）
11～1月	フローチャート、支援者リストの作成・運用について素案作成（ワーキンググループ）
2～3月頃	緊急時の対応、対象者リストの運用方法について最終検討

来年度の取組方針

背景

令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が、国や地方公共団体などと同様に義務化されました。

「合理的配慮の提供」とは、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を求められたときには、負担が重すぎない範囲で対応することを言います。

「事業者」とは、商業その他の事業を行う企業や団体、店舗であり、目的の営利・非営利、個人、法人を問わず、同じサービスなどを反復継続する意思をもって行う者をいいます。個人事業主やボランティア活動をするグループも「事業者」に含まれます。

また国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育、その他の障がい者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事する者は、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会を組織することができるとされています。

障がいを理由とする差別を解消するために、障がい者にとって身近な地域において、関係機関が地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うことが期待されています。

佐渡市の現状

新潟県は障害者差別解消法の改正を受けて、令和7年4月1日から「新潟県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。

佐渡市では佐渡市地域自立支援協議会を障害者差別解消支援地域協議会に充て協議を行っています。

障害者差別解消に向けた取組としては、市役所の窓口等にリーフレットの設置、イベント等でポスターの掲示を行い障害者差別解消の普及啓発・理解促進を行っています。

佐渡市の課題

市民に対してさらなる普及啓発と理解促進が必要

今年度の取組（予定）

- 他地域での障がい者差別解消に向けた取組について調査
障がい者差別の解消に向けた取組について、他地域での状況等を把握する。
- 継続した普及啓発活動の実施
イベント等で障がい者差別解消法の内容を周知・啓発していく。

月 日（予定）	内 容
10月15日	県の条例について部会内での内容確認と今後の取り組みについての検討
11月29日	あったかフォーラムで差別解消に関する周知・啓発

来年度の取組方針

背景

特性や障がいをもつ児童の保護者の中には、相談できる場所がわかりにくかったり、必要な情報にアクセスすることが難しかったりする方がいます。また、児童の将来への不安を抱えている方もいます。福祉的な相談が必要なケースもあると考えられます。

しかし、保護者にとって、相談するということにハードルを感じているということもあります。今困っていることを相談してもいいものなのか、相談するとしてどこに相談したらよいのか、等の気持ちがあることが推測されます。すでに周知されている情報もありますが、わかりにくく感じることもあるようです。

佐渡市の現状

保護者の抱える不安やわからないことを気軽に安心して相談できる場、ピアサポートの場が少ない状況にあります。同じような立場の保護者同士が日頃の悩みを話したり、受け止め合うことを通して、必要な支援や相談につながっていくことができると考えています。

相談できる場があったとしても、相談することで責められるのではないかという不安を抱える保護者もいます。相談する側もされる側も顔が見えることで相談することのハードルが下がると考えられます。

佐渡市の課題

保護者が安心して気軽に相談できる場所が少ない、福祉への相談にハードルがある

今年度の取組（予定）

○おしゃべりカフェの開催：佐渡ことば・こころの教室と福祉で連携して実施

ことば・こころの教室親の会主催の学習会で、学習会講師を囲んで保護者や福祉関係者で気軽に話したり相談したりできる場として「おしゃべりカフェ」を開催します。

日程：令和7年11月8日（土）

対象：ことば・こころの教室親の会会員

月 日（予定）	内 容
4月16日	おしゃべりカフェの開催についての検討
7月22日	おしゃべりカフェの計画、スケジュールについての検討
10月27日	おしゃべりカフェ 参加申込状況と合わせて当日の動きを検討
11月8日	おしゃべりカフェ実施
11～12月	振り返りと課題の検討

来年度の取組方針

背景

特別支援学校在学の生徒の卒業後の進路について、一般就労や就労移行事業所を挟まずに直接就労支援B型事業所を利用する場合（直B）、就労アセスメントを就労移行事業所や障がい者就業・生活相談支援センター等で実施する必要があります。就労アセスメントでは、本人に適した働く場につなぐことを目的として、就労準備性や生活面での安定性を観測するために、標準的には約1ヵ月間実施するものとされています。

また、就労選択支援も令和7年10月から始まります。就労を希望する人にとって、一般就労や障害雇用、福祉的就労等選択肢は多様にありますが、自分の意思に合った就労先がわからない場合もあります。自分に合った就労先だけでなく、今後の人生設計にも関わる支援になります。

佐渡市の現状

特別支援学校卒業後、すぐに就労支援B型事業所を利用する場合には在学中に就労アセスメントを実施する必要があります。佐渡市ではアセスメントに必要な日数を20日間（土日を除いた約1ヵ月間）として設定しており、多くの場合は学校の職場実習の機会に実施する場合があります。しかし、規定の日数を参加することへのハードルの高さや、そもそもアセスメントを実施できる事業所の少なさから実習の調整に困難が生じることがあります。

特別支援学校の在籍数が増加傾向にある中、直Bや生活介護を卒業後の進路として選択するケースも従来よりも増えており、教育現場と福祉現場との対応の差に当事者や家族、支援者が困惑することもあります。

これらのことから、特別支援学校を卒業後、スムーズに地域につながれるよう、教育・福祉で共通認識をもってこどもたちの進路選択を支える連携体制づくりが求められていると考えられます。

佐渡市の課題

教育現場と福祉領域の相互理解とこどもたちの進路選択支援

今年度の取組（予定）

○就労アセスメントに関する検討

参集者：特別支援学校、相談支援事業所、就労移行事業所、就労支援B型事業所、あてび、基幹

- ・就労アセスメントの必要性についての説明
- ・就労アセスメントの実施方法についての検討

○特別支援学校の生徒の意思決定・進路選択についての意見交換会

教育現場と福祉現場の共通理解を目指して、検討を行う

- ・教育現場での対応と考え方
- ・福祉現場での対応と考え方

お互いの現状と限界を共有したうえで、こどもたちの進路選択や意思決定、卒業後の生活に向けて必要な支援について検討する。

月 日（予定）	内 容
1 0 月	関係機関で就労アセスメントに関する検討を行う。
	教育・福祉の意見交換会を行う。

来年度の取組方針

背景

近年、医療技術の発達により、先天的障がいや後天的障がいかを問わず生存できるようになった子どもたちが増えています。そのような子どもたちの中には人工呼吸器や胃ろう等を使用し、痰吸引や経管栄養などの医療的なケアを日常的に必要とするケースもあり、医療的ケア児と総称します。

医療的ケア児が在宅で生活する場合、主たるケアの担い手は家族となることが多い状況にあります。その中で、家族が様々な困難を抱えているケースが散見されます。

医療的ケアは24時間対応が必要である場合も多く、福祉サービス等を利用したくてもサービス調整が難しかったり、家族の就労とケアの両立が困難であったりします。そのような中で家庭外への頼りにくさから孤立してしまうケースや生活困窮に陥るケースも散見されます。また、家族自身が疲弊してしまい、心身の不調を抱えてしまう場合もあります。

そのため医療的ケア児やその家族の支援について検討を行う必要性があります。

佐渡市の現状

佐渡市での対応は、これまでは0名で推移していたが、現在対応事例があり、支援関係者と連携してサービス調整や家族支援を行っています。必要に応じて対応の検討の場を設定しています。

佐渡市の課題

医療的ケア児支援の協議の場をつくる

今年度の取組（予定）

○具体事例について：適宜支援者が協議の場を作っている。

○佐渡市の現状について、こども部会で共有する。

月 日（予定）	内 容
令和 8 年 1 月	佐渡市の現状について共有する

来年度の取組方針

背景

児童福祉法第2条では「児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される」とされています。この理念を実現するために、社会的擁護に関わるこどもの養育環境を左右する重大な決定の際の意見聴取等措置義務の導入と意見表明等支援事業が法定化されました（令和4年改正、令和6年4月施行）。

新潟県でも意見表明支援事業が始まっています。対象となるのは、家庭内での虐待等を理由として社会的擁護（一時保護所や児童養護施設）の場で生活しているこどもたちです。養成研修を受けた専門職が、施設職員とは異なる立場でこどもたちの意見表明を支援しています。

佐渡市の現状

佐渡市には一時保護所や児童養護施設はありませんが、障がいやヤングケアラーなど難しい状況に置かれたこどもたちの権利擁護としてこどもたち自身の意思形成や意見表明を支えるために必要な環境を整えていくことは重要であると考えられます。こどもたちが「自分の意見を持っていい」と思える雰囲気づくりや、「自分の意見を話してよい」と思える関係性づくりが必要とされています。

佐渡市の課題

関係機関での問題意識や状況の共有を行う

今年度の取組（予定）

○こども部会で問題や情報共有を行う。

月 日（予定）	内 容
令和 8 年 1 月	問題の共有を行う。

来年度の取組方針

背景

障がいをもつ子どもたちを支えるために、多様な資源が用意されています。

佐渡市の現状

障がい福祉サービスだけでなく、その他のフォーマル・インフォーマルな支援や他領域の支援等を活用しながら支援を組み立てている状況があります。そのような中で、児童のサービスに携わる支援者の連携づくりやスキルアップ等の必要性の検討も含めて、現状や情報の共有を行っています。

佐渡市の課題

佐渡市の資源に関する情報共有・連携づくり

今年度の取組（予定）

○こども部会で問題や情報共有を行う。

月 日（予定）	内 容
令和 8 年 1 月	問題の共有を行う。

来年度の取組方針